（食事療養標準負担額の減額に関する特例）

**第百六条の五**　［略］

２　前項の規定により、入院時食事療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した入院時食事療養費請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～九　略］

［３　略］

（療養費）

**第百七条**　法第五十八条の規定により、療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した療養費請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～八　略］

九　療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることができなかつた理由

［２～４　略］

（訪問看護療養費）

**第百八条**　指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする者は、電子資格確認によることができないときは、資格確認書を当該指定訪問看護事業者に提出し、又は提示するものとする。

２　法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、指定訪問看護事業者に資格確認書（一部負担金の割合が記載され、又は記録されていないものに限る。以下この項において同じ。）を提出し、又は提示する方法により組合員であることの確認を受けるときは、資格確認書に高齢受給者証を添えて提出し、又は提示するものとする。ただし、当該指定訪問看護事業者において、当該組合員が同項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

（移送費）

**第百八条の二**　法第五十八条の三の規定により、移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した移送費請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～八　略］

［２・３　略］

（特別療養証明書）

**第百九条**　［略］

［２・３　略］

（食事療養標準負担額の減額に関する特例）

**第百六条の五**　［同上］

２　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～九　同上］

［３　同上］

（療養費）

**第百七条**　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～八　同上］

九　組合員証を使用しなかつた理由

［２～４　同上］

（訪問看護療養費）

**第百八条**　指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする者は、電子資格確認によることができないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。

２　法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、指定訪問看護事業者に組合員証を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該指定訪問看護事業者において、当該組合員が同項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

（移送費）

**第百八条の二**　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～八　同上］

［２・３　同上］

（特別療養証明書）

**第百九条**　［同上］

［２・３　同上］